平成２３年（フ）第４８１号
静岡県伊豆の国市中條33番地の50　シティハイムカルテット101号、前住所静岡県伊豆市修善寺1146番地
債務者　葛西美智留
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１６５７号
札幌市東区北24条東17丁目１番５号　クリスタルハイツ103号
債務者　小清水恵美（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１６８号
札幌市東区北19条東14丁目４番11号
債務者　冨岡　眞波（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５０７号
札幌市北区新琴似３条11丁目４番21号
債務者　星野　良介
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５１６号
北海道石狩市浜益区浜益32番地４
債務者　小島　宏美
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６３５号
北海道江別市あけぼの町20番地　G―13―69
債務者　黒田　礼子
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９６７号
札幌市厚別区大谷地西４丁目17番１号
債務者　関口　悠喜
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３００４号
札幌市豊平区月寒東４条９丁目６番11―801号
債務者　白井みどり
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０１５号
札幌市東区北23条東12丁目３番20―102号
債務者　原田　　優
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０９４号
札幌市東区東苗穂１条２丁目６番16―20号
債務者　笹谷　紋子（旧姓浅野）
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１１１号
札幌市北区北26条西２丁目１番26―203号
債務者　小山田洋子（旧姓金澤）
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２７０号
札幌市東区伏古８条５丁目１番７号
債務者　土田　由美
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４０８号
群馬県伊勢崎市西田町74番地18
債務者　竹原　末男（TAKEHARA　KATZUDA　JORGE　EDUARDO）
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４１８号
群馬県伊勢崎市豊城町2103番地１　豊城西住宅2188
債務者　泉田　幸子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２６号
群馬県前橋市上小出町１丁目13番地７
債務者　中嶋　勇志
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４３５号
群馬県伊勢崎市長沼町675番地28
債務者　平安名ユリコ（HENNA　RIOS　ISABEL　YURIKO）
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４６４号
群馬県渋川市渋川1690番地６　石関アパート
債務者　宮﨑　良子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
前橋地方裁判所民事部破産係